

長門市公共交通協議会規約の制定について

【目的】

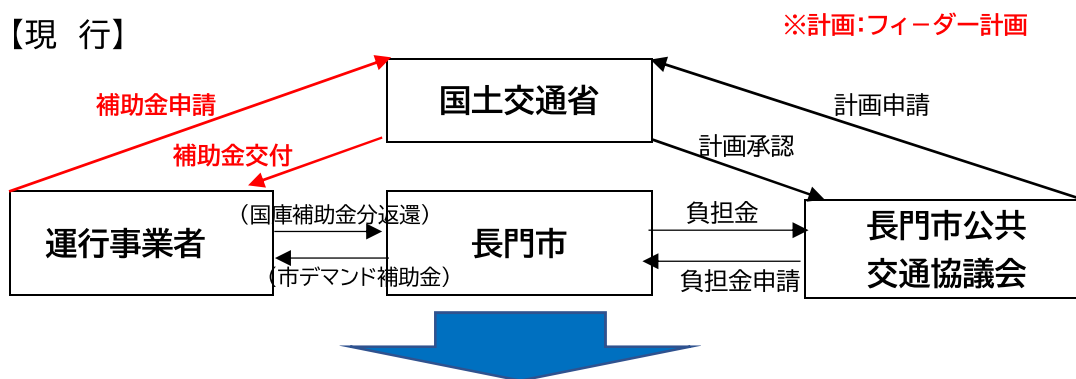
現在の長門市公共交通協議会について、法定協議会としての立場を明確にする。

1 理由

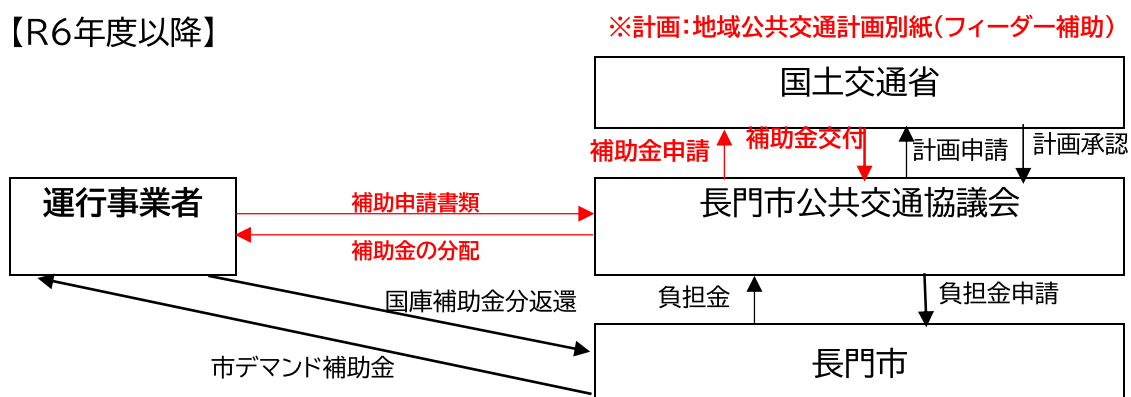
○法改正に伴う国補助金交付先の変更

デマンド交通の運行に対し、地域公共交通確保維持改善事業補助金(フィーダー補助金)を活用して、国から各運行事業者へ直接交付されていたが、活性化法改正に伴い、R6年度申請分(R7年度事業)より国庫補助金の交付先が「長門市公共交通協議会」になることから、協議会の立場をより明確にする必要がある。

【現行】



【R6年度以降】



2 規約の制定

法定協議会の立場を明確化させることから、長門市公共交通協議会設置要綱(平成24年長門市要綱第13号)を廃止し、長門市公共交通協議会単体で規約を新設する。

令和7年度事業(令和6年10月1日～)の補助金申請に合わせて、本年度第1回目の長門市公共交通協議会に於いて、説明、規約の議決を行う。

委員は規約に基づきそのまま移行し、市要綱を廃止する。(※委員は、現要綱で選任する。)

長門市公共交通協議会規約

令和 6 年 6 月 28 日制定

(目的)

第 1 条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、長門市公共交通協議会（以下「協議会」という。）を設置し、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 法第 5 条第 1 項の規定に基づく、長門市地域公共交通計画（以下「計画」という。）に関する事及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成 23 年 3 月 30 日国総計第 97 号、国鉄材第 368 号、国鉄業第 102 号、国自旅第 240 号、国海内第 149 号、国空環第 103 号）第 2 条第 1 項第 1 号の規定に基づく、生活交通確保維持改善計画（以下「改善計画」という。）に関する事。
- (2) 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保並びにその他旅客の利便増進の施策を図り、地域の実情に即した輸送サースの実現に必要となる事。
- (3) 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）の規定に基づき、有償運送の適正な運営の確保を通じ、旅客の福祉向上又は交通空白地域の解消を図り、公共の福祉増進を図るため、福祉又は過疎地域有償運送の必要性、これらの場合における旅客から収受する対価並びにその他自家用有償旅客運送の適正な運営確保のために必要となる事。

(事務所)

第 2 条 協議会の事務所は、山口県長門市東深川 1339 番地 2（長門市役所内）に置く。

(協議事項)

第 3 条 協議会は、第 1 条の設置目的を達成するため、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 計画の策定及び変更の協議に関する事。
- (2) 計画の実施に係る連絡調整に関する事。
- (3) 計画に位置づけられた事業の実施に関する事。
- (4) 地域の実情に応じた適切な旅客自動車運送事業の態様並びに旅客の運賃及び料金等に関する事。

(案)

- (5) 自家用有償旅客運送を行うことの必要性及び旅客から収受する対価に関する
こと。
- (6) 地域公共交通確保改善維持及び利用者の利便性向上に関すること。
- (7) 道路運送法第79条の規定に基づき、自家用有償旅客運送の登録（法第79
条の6第1項の規定に基づく有効期間の更新の登録及び法第79条の7第1項
の規定に基づく変更登録を含む。）を申請する場合における運送の必要性、旅
客から収受する対価に関すること。
- (8) 道路運送法第79条の4第1項第5号の規定による合意及び同法第79条の
12第1項第4号の規定による合意の解除に関すること。
- (9) 市の交通施策の推進に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第4条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(委員の任期)

- 第5条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員
の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任することができる。

(役員及び職務)

- 第6条 協議会に、会長1人、副会長1人、監事2人を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって選任する。
 - 3 会長、副会長及び監事は相互に兼ねることはできない。
 - 4 会長は、協議会を代表し、その会務を統括する。
 - 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、
その職務を代理する。
 - 6 監事は、委員の中から会長が指名する。
 - 7 監事は、協議会の会計を監査する。また、任期満了後も次の協議会まで監事
の職務を行うものとする。
 - 8 監事は、出納検査の結果を会長に報告しなければならない。
 - 9 協議会の運営に際し、専門的知見及び見識に基づく助言を得るため、アドバ
イザーを置くことができる。

(案)

(会議)

- 第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
 - 3 委員は、やむを得ない理由により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
 - 4 会議の議決方法は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 5 会長は、協議事項の内容によっては、会議を書面決議に代えることができる。この場合において、第2項及び第4項の規定を準用する。
 - 6 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
 - 7 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
 - 8 前各項に掲げるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

- 第8条 第3条各号に掲げる事項について、専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。
- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

- 第9条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員は、その協議結果を尊重しなければならない。

(事務局)

- 第10条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。
- 2 事務局は、長門市経済産業部産業政策課に置く。
 - 3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
 - 4 事務局の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(案)

(報償及び費用弁償)

第11条 協議会に出席した委員への報償及び費用弁償に関する必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第12条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金、及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第13条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第14条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和6年6月28日から施行する。

(長門市公共交通協議会設置要綱の廃止)

2 長門市公共交通協議会要綱（平成24年長門市要綱第13号。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

(旧要綱の廃止に伴う経過措置)

3 この規約の施行の際現に旧要綱の第4条第1項の規定により、公共交通協議会委員として委嘱された者は、この規約の施行の日に、第5条第1項の規定により、委員として委嘱されたものとみなす。

(案)

別表（第4条関係）

区 分	委 員	条 項
長門市長又はその選任した者	長門市副市長	法第6条第2項第1号 (地域公共交通計画を作成する地方公共団体)
山口河川国道事務所萩出張所長又はその推薦された者	国土交通省山口河川国道事務所山口国道維持出張所萩分室	法第6条第2項第2号 (関係する公共事業者等、道路管理者その他地域公共交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者)
長門土木建築事務所長又はその推薦された者	山口県長門土木建築事務所維持管理課	
関係バス、タクシー事業者代表又はその推薦された者	防長交通株式会社	
	サンデン交通株式会社	
	ブルーライン交通株式会社	
	新日本観光交通株式会社	
	富士第一交通有限会社	
	古市タクシー有限会社	
長門山電タクシー有限会社		
鉄道事業者代表又はその推薦された者	西日本旅客鉄道株式会社	
運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表	(一社) 山口タクシー協会	
	(公社) 山口県バス協会	
運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表	全国交通運輸労働組合総連合	
関係特定非営利活動法人等の団体の代表又はその推薦された者	NPO 法人むかつく	
	NPO 法人ゆうゆうグリーン俵山	
長門警察署長又はその推薦された者	長門警察署交通課	法第6条第2項第3号 (関係する公安委員会)
中国運輸局山口運輸支局首席企画専門官又はその推薦された者	国土交通省中国運輸局山口運輸支局	法第6条第2項第4号 (地域公共交通の利用者、学識経験者その他の)

(案)

山口県交通政策課長又はその推薦された者	山口県観光スポーツ文化部 交通政策課	当該団体が必要と認める者)
学識経験者のうちから市長が選任した者	山口大学大学院創成科学研究科教授	
住民又は利用者の代表のうちから市長が選任した者	長門地区自治会連合会	
	三隅自治会連絡協議会	
	日置地区自治会連絡協議会	
	油谷地区自治会連絡協議会	
	長門市老人クラブ連合会	
	長門市身体障害者福祉協会	
	長門市民生児童委員協議会	